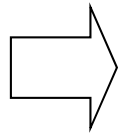


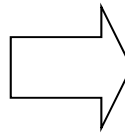
# 農産物検査の手順



検査証明



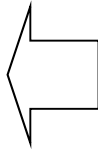
検査結果の確認



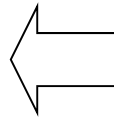
入庫作業



検査結果通知



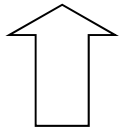
検査結果の取りまとめ



入庫・はい付けの確認



検査員から登録検査機関へ報告



事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 18、19 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）</li> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）</li> </ul>
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)                  容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等                  ※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。                  ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導及び助言（法第6条及び法第60条）</li> <li>・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項）</li> </ul> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収（法第39条）</li> <li>・立入検査（法第40条）</li> </ul> <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項）</li> </ul> <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。</li> <li>・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。</li> </ul> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。</li> </ul> <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。</li> </ul> <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を付与しなくとも都道府県において実施し得るものである。</p>
-----------------------------	--

	<p>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国においても引き続き事務・権限を実施。</li> <li>2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。</li> <li>3 関係法の改正は一括法で行われる必要。</li> </ol>																																																																												
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																												
関係職員数	119 人の内数																																																																												
事務量 (アウト プット)	<p>省エネ法関係…</p> <table> <tr> <td>指導件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>184</td> <td>20 年度</td> <td>67</td> <td>21 年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>184</td> <td>20 年度</td> <td>67</td> <td>21 年度</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】</td> <td>19 年度</td> <td>3</td> <td>20 年度</td> <td>16</td> <td>21 年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>—</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。</p> <p>容り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>407</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>4</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>98</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※ 定期報告は 20 年度から実施。</p> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	指導件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14	報告徴収件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14	立入検査件数	【工場】	19 年度	3	20 年度	16	21 年度	16		【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	0	報告徴収件数	: 19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0	立入検査件数	: 19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0	報告徴収件数	: 19 年度	98	20 年度	0	21 年度	0	立入検査件数	: 19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0
指導件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14																																																																						
報告徴収件数	【工場】	19 年度	184	20 年度	67	21 年度	46																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	14																																																																						
立入検査件数	【工場】	19 年度	3	20 年度	16	21 年度	16																																																																						
	【荷主】	19 年度	—	20 年度	—	21 年度	0																																																																						
報告徴収件数	: 19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
報告徴収件数	: 19 年度	98	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
立入検査件数	: 19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0																																																																							
備考	○事務・権限の付与にあたっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。																																																																												

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）

事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る総合化事業計画の審査・認定事務等 (総合化事業計画の認定：法第 5 条第 1 項、変更認定：法第 6 条第 1 項、認定の取消し：法第 6 条第 3 項、情報提供等：法第 18 条第 1 項、認定農林漁業者等への指導・助言：法第 20 条)</li> <li>・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る研究開発・成果利用事業計画の審査・認定事務等 (研究開発・成果利用事業計画の認定：法第 7 条第 1 項、変更認定：法第 8 条第 1 項、認定の取消し：法第 8 条第 3 項、情報提供等：法第 18 条第 1 項、認定研究開発・成果利用事業者等への指導・助言：法第 20 条)</li> <li>・ 農工商等連携促進法に係る農工商等連携事業計画の審査・認定業務等 (農工商等連携事業計画の認定：法第 4 条第 1 項、変更認定：法第 5 条第 1 項、認定の取消し：法第 5 条第 3 項、認定事業者等への指導・助言：法第 16 条)</li> </ul>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農工商等連携促進法に係る農工商等連携支援事業計画の審査・認定業務等 (農工商等連携支援事業計画の認定：法第6条第1項、変更認定：法第7条第1項、認定の取消し：法第7条第2項、認定事業者への指導・助言：法第16条)</li> <li>・ 農工商等連携支援事業等に関する事業計画の審査・承認及び補助金交付事務等 (事業実施計画の承認・変更承認：食品産業競争力強化対策事業実施要領(平成20年3月31日付け19総合第1744号)第5、事業評価：同第6、補助金交付事務：補助金等適正化法第26条第1項)</li> <li>・ 省エネ法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (定期報告の受理：法第15条第1項及び法第63条第1項、指導：法第6条及び法第60条、報告徴収及び立入検査：法第87条第3項及び第9項、現地調査：21総合第1113号局長通知「工場現地調査に基づくエネルギー管理指定工場への指導、報告徴収、立入検査等の実施要領」)</li> <li>・ 容器包装リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (報告徴収：法第39条、立入検査：法第40条第1項、定期報告の受理：法第7条の6)</li> <li>・ 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 (報告徴収及び立入検査：法第24条第1項、第2項及び第3項、定期報告の受理：法第9条第1項)</li> </ul>																																																															
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>地域農工商等連携促進対策事業 359 の内数※</p> <p>農工商等連携促進施設整備支援事業 778 の内数※</p> <p>フードバンク活動推進事業 24 の内数※</p> <p>食品リサイクル・ループ構築促進事業 45 の内数※</p> <p>食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業 7 の内数※</p> <p>食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 135 の内数※</p> <p>※ 予算額で農政局分及び北海道分に分けることは困難なため、予算全額を記載した</p>																																																															
<p>関係職員数</p>	<p>119 人の内数</p>																																																															
<p>事務量 (アウト プット)</p>	<p>農工商関係…〔法定〕</p> <p>農工商等連携事業計画の認定：328 件 (北海道沖縄県を除く。以下同じ。) (中小企業者：368 事業者、農林漁業者：379 事業者)</p> <p>同事業計画変更認定 : 5 件</p> <p>同事業計画認定の取消し : 該当なし</p> <p>農工商等連携支援事業計画の認定：6 件</p> <p>〔補助事業〕</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>補助事業交付件数</td> <td>19 年度</td> <td>52</td> <td>20 年度</td> <td>61</td> <td>21 年度</td> <td>121</td> </tr> </table> <p>容り法関係…</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>定期報告件数</td> <td>19 年度</td> <td>455</td> <td>20 年度</td> <td>494</td> <td>21 年度</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>巡回点検実施事業者数</td> <td>19 年度</td> <td>9174</td> <td>20 年度</td> <td>8300</td> <td>21 年度</td> <td>7198</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>407</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>19 年度</td> <td>4</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>食り法関係…</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>定期報告件数</td> <td>19 年度</td> <td>—</td> <td>20 年度</td> <td>3482</td> <td>21 年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>巡回点検実施事業者数</td> <td>19 年度</td> <td>17500</td> <td>20 年度</td> <td>14721</td> <td>21 年度</td> <td>10823</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>19 年度</td> <td>88</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>0</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※1 定期報告は法改正により 20 年度から実施。 2 21 年度分の定期報告件数は、現在集計中</p>	補助事業交付件数	19 年度	52	20 年度	61	21 年度	121	定期報告件数	19 年度	455	20 年度	494	21 年度	434	巡回点検実施事業者数	19 年度	9174	20 年度	8300	21 年度	7198	報告徴収件数	19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0	立入検査件数	19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0	定期報告件数	19 年度	—	20 年度	3482	21 年度	—	巡回点検実施事業者数	19 年度	17500	20 年度	14721	21 年度	10823	報告徴収件数	19 年度	88	20 年度	0	21 年度	0	立入検査件数	19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0
補助事業交付件数	19 年度	52	20 年度	61	21 年度	121																																																										
定期報告件数	19 年度	455	20 年度	494	21 年度	434																																																										
巡回点検実施事業者数	19 年度	9174	20 年度	8300	21 年度	7198																																																										
報告徴収件数	19 年度	0	20 年度	407	21 年度	0																																																										
立入検査件数	19 年度	4	20 年度	0	21 年度	0																																																										
定期報告件数	19 年度	—	20 年度	3482	21 年度	—																																																										
巡回点検実施事業者数	19 年度	17500	20 年度	14721	21 年度	10823																																																										
報告徴収件数	19 年度	88	20 年度	0	21 年度	0																																																										
立入検査件数	19 年度	0	20 年度	0	21 年度	0																																																										